

(表 面)
指定給水装置工事事業者指定申請書

(あて先) 新潟市水道事業管理者

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

TEL

FAX

メールアドレス

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在				
種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者
氏名又は名称

住 所

代表者氏名

（あて先）新潟市水道事業管理者

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

（あて先）新潟市水道事業管理者

年 月 日

届 出 者

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選 任
の届出をします。
解 任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

指定給水装置工事事業者 確認事項

1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（直近）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等※）の写しを添付してください。）				
年	月	日	・	未受講

※日本水道協会新潟県支部が主催した講習会を受講実績とする場合は、添付不要

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）					
休業日		:	営業日		:
					修繕対応時間:
漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）					
屋内給水装置の修繕		埋設部の修繕			
その他（		）			
対応工事種別（新設・改造等）					
配水管からの分岐		～	水道メーター	（	新設 改造）
水道メーター		～	宅内給水装置	（	新設 改造）
その他					
上記業務内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）					
可		不可			

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

直近（概ね5年以内）で受講した講習会の受講実績を下記に記入してください。表に収まらない場合は、適宜コピーを取るなど、対応をお願いします。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可	不可	

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取り口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない
（該当する場合は、下記事項の記入は不要）

配水管からの分岐～水道メーターまで工事を施工する事業者の方は、下記を記入してください。表に収まらない場合は、適宜コピーを取るなど、対応をお願いします。

直近の従事状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		受講年度
			保有している資格等	
上記内容の公表の可否				
可		不可		